

2025年11月17日

厚生労働大臣 殿
内閣官房 こども家庭庁長官 殿

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
会長代行 白 沢 仁
〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
全国教育文化会館5階 日本障害者センター内
TEL03-6261-4158 FAX03-6261-4159

一般社団法人 社会福祉経営全国会議
会 長 茨 木 範 宏
〒543-0045 大阪府大阪市天王寺区寺田町2-5-6-902
TEL06-6772-1360 FAX06-6772-1376

社会福祉事業に関する要望書

日頃より社会福祉事業の充実と職員処遇の改善にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

5年にわたるコロナ禍において、社会福祉事業は社会と経済をささえる大切な土台としてその使命をはたしてきました。一方でその経営基盤の脆さを痛切に感じたところで、さらなる高齢、障害、保育などの施設・事業の量的質的な拡充が求められます。

しかし、介護・障害の2024報酬改定の訪問介護のマイナス改定に見られるように、福祉経営を維持するにはとても不十分で、過去最多の勢いで倒産する事業所が増加しています。さらに、物価高騰の影響もあり社会福祉法人の3割超が赤字決算（2023年度）になるなど経営の悪化も増大しています。また福祉職員の低賃金やきびしい労働環境などにより、福祉の担い手不足は事業を維持するうえで緊急の課題となっています。そして子ども子育て支援にかかわる社会保障の歳出改革や支援金の社会保険への上乗せ等は、実質的に国民負担を増やし福祉サービス抑制につながるものと危惧します。

社会福祉経営全国会議は、憲法25条にもとづく国民の権利としての社会福祉を守り、支援を必要としている人たちの人権とくらしを守るために、そして社会福祉法人の公益性・非営利性を確保するために、以下の項目について早急に具体化していただくよう要望します。

要 望 項 目

【介護・障害・保育共通】

1. 保育・介護・障害福祉の公定価格・報酬について、職員の賃上げや物価高騰に対応する改定を行ってください。
 - (1) 保育・介護・障害福祉の賃金水準を少なくとも全産業平均に引き上げるための報酬の臨時改定を行ってください。また、改定は加算措置ではなく基本報酬を引き上げてください。
 - (2) 物価高騰、社会保険制度の改定、賃金の引き上げなどによる支出増は、2024年報酬改定

率では対応できません。最低賃金や物価の上昇に応じてスライドする報酬の仕組みを導入し、3年に1度の改定ではなく、必要に応じて1年ごとの見直しを行ってください。また、地域区分の見直しについては、引き下げとなる地域について実施を見送ってください。

- (3) ますます深刻化している職員不足に対して、厚生労働省・こども家庭庁の現状・課題の認識とその対応について説明してください。

【保育】

2. こども誰でも通園制度（以下本制度と略）について

- (1) 本制度は、第二種社会福祉事業であることを明らかにし、自治体に通知を発出して下さい。
- (2) 子ども・子育て支援金を財源とするのではなく、国費による運営として下さい。
- (3) 事業の認可基準について、乳児保育の実績を要件とするなど、こどもの安全と保育の水準を確保してください。また、自治体が責任をもって関与できる仕組みにしてください。

3. 最低基準の改善について

- (1) 保育所、認定こども園など、全ての職員配置基準を現在の2倍に引き上げるなど、抜本的な充実をはかってください。
- (2) 当面、保育所の1歳児の職員配置基準について、条件付きの加算ではなく、配置基準としてください。
- (3) 保育所について、保育標準時間（1日11時間・週6日）を週40時間労働の職員でカバーできるよう、基本単価の見なおしを図ってください。

4. 公定価格を抜本的に引き上げる改定を行ってください。

- (1) 毎年発出される「私立保育所の運営に要する費用について」に示されている全項目について、実態に合わせて大幅に引き上げ、とりわけ人件費については、保育の専門性と職責にふさわしい格付けとなるよう、抜本的に改めてください。
- (2) 人事院勧告による人件費の増額について、配置基準を上回る職員配置を行っている保育所等でも人事院勧告に基づく賃上げ水準が確保できるよう措置してください。
- (3) 加算算定による事務の煩雑化などに対応する事務職員を配置してください。

5. 定員割れ対策及び年度途中入所対策について

年度当初に定員を下まわり、年度途中に児童を受入れるケースが一般化しています。産・育休明け等年度途中の入所を保障するためには、年間を通して職員配置を維持しなければなりません。定員が充足するまでの職員配置に対する補助制度を創設してください。

6. 実行性のある少子化対策を行ってください

- (1) 低年齢児（0～2歳児）の保育料を早急に無償化してください。
- (2) 潜在的待機児童の実態を把握し、除外4類型（育児休業中の者等）を廃止して、保育認定を受けながら保育所に入れず、待機児童にもカウントされない現状を改善してください。
- (3) いつでも、必要な時に安心して預けられる保育所を増やすことで少子化対策を推進してください。

※ 除外4類型

- ・ 特定の保育所等のみ希望している者
- ・ 求職活動を休止している者
- ・ 育児休業中の者
- ・ 地方単独保育施策を利用している者

7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度での公費負担を継続してください。

- (1) 2026年までに今後のあり方を検討するとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度での公費負担について、保育士の確保や処遇改善の点からも継続してください。
- (2) 介護・障害福祉においても国費負担を復活してください。

【障害】

8. 障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業を社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけるなど、非課税扱いとして下さい。また、各方面から寄せられている意見を受けて、この間、どのように検討されているか、今後どのように検討されようとしているのか教えてください。

9. 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、骨格提言）について

- (1) 基本報酬で安定した運営が可能となる報酬体系を早期に実現してください。
- (2) 骨格提言にも逆行し、事業運営をますます不安定にする生活介護等への時間刻みの基本報酬を撤廃してください。
- (3) 骨格提言については、厚生労働省としてどのように実現を目指しているのかお示してください。

※ 骨格提言

- 報酬の支払い方式に関して、施設系支援にかかる場合と在宅系支援にかかる場合に大別する。
- 施設系支援にかかる報酬については、「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。
- 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。
- すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営ができる報酬体系とする。

10. 社会福祉施設整備費補助金の予算を拡充し、必要性や緊急性の高い施設・事業所の整備・改修・建替えに対する公的責任を果たしてください。

(1) 令和3年度以降、当初予算では協議額が予算額を大きく上回っており、必要性や緊急性があっても予算の範囲内でしか補助金が交付されない状況となっています。予算を確保・拡充し、必要な施設・事業所の整備・改修・建替えを進めてください。

(2) 法人の自己資金が過度な負担とならないよう、国・自治体の負担率を維持してください。

11. 施設入所支援の報酬水準を引き上げてください。また、土日祝の日中支援について、利用者の状況や支援の必要性等に応じて生活介護の報酬算定を可能とするようにしてください。

【介護】

12. 訪問介護事業所は2024年度報酬改定で基本報酬の引き下げが行われ、過去最高の倒産、事業の休止が起きている。訪問介護事業所ゼロの自治体も115自治体に広がっており、保険あって介護なしの状態です。次の改定を待たずに報酬の見直しを実効するなど、緊急的な支援を行ってください。

13. 2027年度介護保険制度・報酬改定において、利用者の2割負担の対象の拡大、居宅におけるケアマネジメントへの自己負担導入、要介護1・2の訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行、介護保険施設・多床室の室料負担徴収の対象拡大は行わないでください。

14. 介護保険財源にかかる公費負担を拡充してください。

介護保険制度創設移行、「制度の持続可能性」の名のもとに、保険料・利用料の上昇、給付範囲の縮小、事業所報酬の引き下げが繰り返されており、「介護の社会化」どころか地域に介護保険事業所が存在しないなど、「家族介護」に逆行する状態になっています。制度における公費負担割合を50%にすることを目指し、段階的に引き上げてください。

以上